

お客様各位



経済産業省 資源エネルギー庁

「電気・ガス料金支援」事業継続による電気料金の特別措置について

平素より弊社をご利用いただき誠にありがとうございます。

国の電気・ガス料金に係る激変緩和措置につきまして、「『強い経済』を実現するための総合経済対策」に基づき、本該当期間の電気料金について、下記のとおり値引きを実施いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 対象

弊社と低圧または高圧でご契約のお客さま ※特別高圧の電気をご契約中のお客さまは対象外

2. 適用期間

2026年1月使用分～2026年3月使用分

3. 値引き単価（特別措置単価）

(1) 高圧で供給を受ける場合

・2026年1月使用（2月検針）分、2026年2月使用（3月検針）分：2.30円／kWh

・2026年3月使用（4月検針）分：0.80円／kWh

(2) 低圧で供給を受ける場合

・2026年1月～2月使用（2月中検針）分、2026年2月～3月使用（3月中検針）分：4.50円／kWh

・2026年3月～4月使用（4月中検針）分：1.50円／kWh

※上記単価は、消費税相当額を含む（税込）表示です。

4. 問合せ窓口

[新電力新潟株式会社]

TEL：025-369-5842

平日 9：00～17：45（12：00～13：00 および年末年始休業期間 を除く）

[電気・ガス料金支援 事務局 需要家向け窓口]

TEL：0120-013-305

全日 9：00～17：00

5. 参考【事業概要】

経済産業省・資源エネルギー庁「エネルギー価格の支援について」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/gekiken_lp/